

○行橋市教育委員会会議傍聴人規則

昭和29年10月10日教育委員会規則第2号

行橋市教育委員会会議傍聴人規則

第1条 教育委員会の会議を傍聴しようとする者は、自己の氏名及び住所を記した名刺又は紙片を受付に渡して係員の指示に従って傍聴席に入らなければならない。

第2条 次の各号の一に当ると認められる者は、傍聴を許さない。

- (1) 精神に異常があると認められる者
- (2) めいていしていると認められる者
- (3) 会議の妨害となると認められる器物等を携帯している者
- (4) その他委員長において傍聴を不相当と認める者

第3条 傍聴席が満員となったとき、その他必要があるときは、傍聴を制限し又は拒絶することができる。

第4条 傍聴人は次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) みだりに傍聴席を離れること。
- (2) 私語、談話又は拍手等を行うこと。
- (3) 議事に批評を加え又は賛否を表明すること。
- (4) 飲食又は喫煙を行うこと。
- (5) 帽子をかぶること。
- (6) その他会議の妨害となるような挙動を行うこと。

第5条 傍聴人は、委員長が傍聴を禁じたとき、又は傍聴人の退場を命じたときは速かに退場しなければならない。

第6条 前各条の外傍聴人は、委員長の指示に従わなければならない。

附 則

この規則は、昭和29年10月10日から施行する。